

オホーツク中央森林組合の概要と取組みについて

オホーツク中央森林組合 参事 杉 本 一 也



■はじめに

当森林組合は、網走西部流域の北部に位置し、平成15年10月に紋別市と興部町・西興部村の森林組合が、統廃合により経営基盤を充実し執務体制と財政の健全強化と、組合経営の合理化・健全化と積極的な事業展開を図るため広域森林組合として誕生しています。



オホーツク中央森林組合のエリア内の状況

単位:ha

区分	紋別市	興部町	西興部村	合計
区域面積	83,078	36,254	30,808	150,140
森林面積	国有林	25,876	-	25,876
	道有林	-	10,271	32,930
	市町村林	2,501	1,375	5,047
	一般民有林	37,319	13,959	54,941
	合計	65,696	25,605	118,794
林野率	79%	71%	89%	79%

1. 組合体制の充実に向けて

組合職員は9名（総務3名・森林整備技術部門6名）で技術部門職員は、林業技士（2名）・認定森林施業プランナー（5名）の資格取得をするなど、各資格取得を奨励し、資格向上に努めており、森林整備員（現業）は造林班1班8名体制で主に造林・下刈り・除伐等を行っており、近年は安全衛生や福利厚生の充実等職場環境の改善を進める一方、高齢化に対応した担い手の確保の取組みを進めております。

森林管理については、事業計画の策定を充実し組合

員所有山林の計画的な健全育成を図るために、施業履歴の情報管理と経営計画地理情報管理システム（GIS）を活用して航空写真や森林計画図とリンクした情報管理と提案型・集約化事業に取組んでいます。

2. SGEC森林認証の取組

当地域における森林認証の取組みは、平成16年に「SGEC縁の循環森林認証で地域おこし協議会」設立を契機として網走西部流域に広がりをみせ、流域ぐるみで森林認証（FM認証・CoC認証）に取組み、「日本最大の認証エリア」を形成しています。

網走西部流域の森林と森林認証面積 単位:ha

森林面積	認証林面積	認証率	認証林内訳
379,599	324,471	85%	国有林 190,606 道有林 66,261 市町村 10,518 一般民有林 56,587

H28年1月現在

また、この中で私有林の認証取得については、平成22年にオホーツク中央森林組合とエリア内の行政（興部町・西興部村）及び隣接する雄武町・雄武町森林組合が連携し、当組合が会長・事務局となり「オホーツクフォレストネットワーク（協議会）」を設立して、統一した管理方針の基、地域森林の一元的な管理・経営を行なうため取組んだ結果、平成28年12月現在の認証取得面積は、以下のとおりです。

「オホーツクフォレストネットワーク」の取得内容 単位:ha

市町村	町村林	私有林	計	備考
紋別市		8,886	8,886	247戸
興部町	1,375	4,591	5,966	113戸
西興部村	1,171	898	2,069	67戸
雄武町	2,728	2,565	5,293	78戸
合計	5,274	16,940	22,214	505戸

※紋別市有林は単独取得 (2,501ha)

森林認証については世界的に関心が高まり、近年のオリンピック・パラリンピックにおいては森林認証材が使用され、環境に配慮した取組が重要視されており、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックにおいてもこれが位置づけられることとなりました。



また、SGEC認証は、日本独自の認証制度として発足していますが、平成28年にPEFCと進めていた「相互認証」の手続きが完了し、「日本のみの認証」から『国際認証制度』として新発足し、国際的な認証製品としての地位を確立するなど、森林認証の機運は急速に高まっています。

3. 林地未利用材の集荷体制

紋別市において紋別バイオマス発電(株)が、「木質バイオマス発電所」を建設し、平成28年12月から本格操業となっています。燃料となる間伐材・未利用材などの燃料材年間使用料は26万2千m³/年で、平成26年度から燃料材の集荷が始まり、当森林組合も供給に積極的に取組んでいます。また伐採時に発生する追い上げ材・枝条の残材を集荷し供給するため平成26年度に専用の運搬車、グラップルを導入し燃料材を供給しています。



今後増加すると予測される成熟期に入った森林の伐採における枝条、追い上げ材の運搬における施業体制や集荷体制の構築が今後の課題となっており、発電所への木質バイオマスの安定供給のため、低コストで効率的な生産・集荷システムとなる施業方法等を、地域に密着したより具体的に検討する「木質バイオマス効率集荷検討部会」にも参加し検討・情報交換、要請等を実施しています。

4. 組合の目指す姿に向かって

最後に森林組合系統運動方針として昨年の10月に全国森林組合大会において森林・林業・山村未来創造運動が決議されました。具体的には、地域で情勢・森林組合個別の環境も大きく異なることから、それぞれの環境・経営分析を踏まえて、5年後に目指す姿を描いた上で、自発的な取組を盛り込むことにより、自身の「腹に落ちる」運動展開につなげるとなっております。当組合においても現在環境・経営分析をもとに5年後の当組合の姿の達成に向けて、組合の運動方針・目標数値を現在作成している所です。組合員の組合として協同の力が最大限発揮されるよう、関係者一丸となり系統運動に取り組んで参ります。